

○圓明寺境内

寺伝によれば、天平勝宝元（749）年に聖武天皇の勅願により、行基菩薩が本尊の阿弥陀如来像と脇侍の觀世音菩薩像、勢至菩薩像を彫像して安置し、七堂伽藍を備えた大寺として建立したのが創建とされています。

創建当時は和氣浜の西山という海岸にあり「海岸山・圓明密寺」と称したとされます。中世の度重なる兵火で衰微しましたが、江戸時代の元和年間（1615～1624年）に地元の豪族須賀重久によって現在地に移され、寛永13（1636）年、京都御室の覺深法親王からの令旨により仁和寺の直末として再建され、寺号も現在のように改められました。

愛媛県指定有形文化財の八脚門が原位置に残り、近世初頭の境内空間が現在まで引き継がれています。



圓明寺境内